

中小企業団体の組織に関する法律に基づく浜松市長の処分に係る審査基準及び処分基準について

平成18年4月1日 制定

平成22年1月15日 一部改正

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 第5条の7第2項の規定による協業組合の事業転換の認可について

第5条の7第2項の規定による協業組合の事業転換の認可に係る審査基準は、「協業組合制度の運用について（昭和42年10月13日付け42企庁第1420号）」、「協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和42年10月13日付け42企庁第1428号）」及び設立認可等事務処理要領並びに「中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の運用について（平成3年6月12日付け3企庁第1325号）」のとおりとする。

(2) 第5条の17第1項の規定による協業組合の設立認可について

第5条の17第1項の規定による協業組合の設立認可に係る審査基準は、「協業組合制度の運用について（昭和42年10月13日付け42企庁第1420号）」、「協業組合の設立等認可関係事務の取扱いについて（昭和42年10月13日付け42企庁第1428号）」及び同通知に付随する設立認可等事務処理要領のとおりとする。

(3) 第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定による協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認について

第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定による協業組合の組合員による臨時総会の招集の承認に係る審査基準は、第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第47条第2項に規定する要件が形式的及び内容的に満たされているか否かにより判断するものとする。

(4) 第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定による定款変更の認可について

第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定による定款変更の認可に係る審査基準については、(2)を準用する。

(5) 第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5ただし書きの規定による余裕金運用における法定外運用方法の認可について

第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5ただし書きの規

定による余裕金運用における法定外運用方法の認可に係る審査基準は、「火災共済協同組合の監督にあたっての留意事項について（平成10年6月22日付け平成10・06・22号企庁第3号、金企第4号）によるとともに、手続内容、業務の種類が法令に反しないもので安全かつ効率的であると認められる方法であるか否かにより判断するものとする。

(6) 第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項の規定による協業組合の合併の認可について

第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項の規定による協業組合の合併の認可に係る審査基準については、(2)を準用する。

(7) 第95条第4項の規定による事業協同組合等から協業組合への組織変更の認可について

第95条第4項の規定による事業協同組合等から協業組合への組織変更の認可に係る審査基準については、(2)を準用する。

第2 不利益処分

1. 処分基準

(1) 第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定による協業組合への必要な措置の命令について

第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定による協業組合への必要な措置の命令については、第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の4の規定により報告を徴し、又は第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項若しくは第105条の4の規定により検査をした場合において、違反の程度、事業内容の改善のための取組状況、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。

(2) 第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第4項の規定による協業組合に対する解散命令について

第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第4項の規定による協業組合に対する解散命令については、第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の命令に違反した場合において、その実態、今後の再建見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案し、処分を行うか否かを判断するものとする。

以上のほか、組合等が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上事業を停止していると認めるときは、「休眠組合の整理に係る都道府県等の事務について（平成8年11月1日付け8企庁第1452号）」によるものとする。